

# 犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方

## 要望内容等

- 手持ち資金がなければ治療費が払えず、必要な治療を受けられない場合も想定されるため、治療の現物支給を含め、犯罪被害者の負担軽減のための施策を速やかに検討すべき。
- 犯罪被害であることが明らかと認定できるときは、「犯罪被害者証」発行等具体的対策を早急に検討すべき。

## 基本計画策定過程における主な要望、意見等

### 犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進のための提言

(平成27年7月30日自由民主党政務調査会)(抜粋)

#### 2. 犯罪被害者等に対する経済的支援

##### (1) 犯罪被害給付制度の見直し

##### ② 治療等の現物支給について

現行の重傷病給付金は、被害者がいったん自己負担で治療費を支払い、その後、給付金を受取るという方式が採用されている。しかし、現実には、犯罪はある日突然自分の身に降りかかるものであり、その時の手持ちの資金がなければ治療費が払えず、必要な治療を受けられない場合も想定される。労災保険制度では、労災認定が可能な場合には医療の現物支給が行われていることに鑑みれば、政府は、同制度を所管する厚生労働省の知見を活用しつつ、また、他制度のあり方も考慮しつつ、治療の現物支給を含め、犯罪被害者の負担軽減のための施策を速やかに検討し、講じていくべきである。その際、医療機関等の窓口における「犯罪被害者」であることの認定が必要となる。現行犯逮捕の場合など、犯罪による被害であることが明らかなケースを含め、犯罪による被害であると認定された場合には、「犯罪被害者証」の発行を含め、具体的な対応策を早急に検討すべきである。

### 第21回基本計画策定・推進専門委員等会議

(平成27年8月24日) 渡邊構成員提出資料 (抜粋)

#### 1 重傷病給付金について、

(2) 被害者が自己負担で治療費を支払い、事後に給付金を支給するという事後払いの制度を改め、警察が「犯罪被害者証」を発行し、被害者が医療の現物給付を受けることができるようにする…ことについて、平成28年1月開会予定の通常国会で犯給法等関係法令を改正する方向で検討する(理由)

#### (2)について

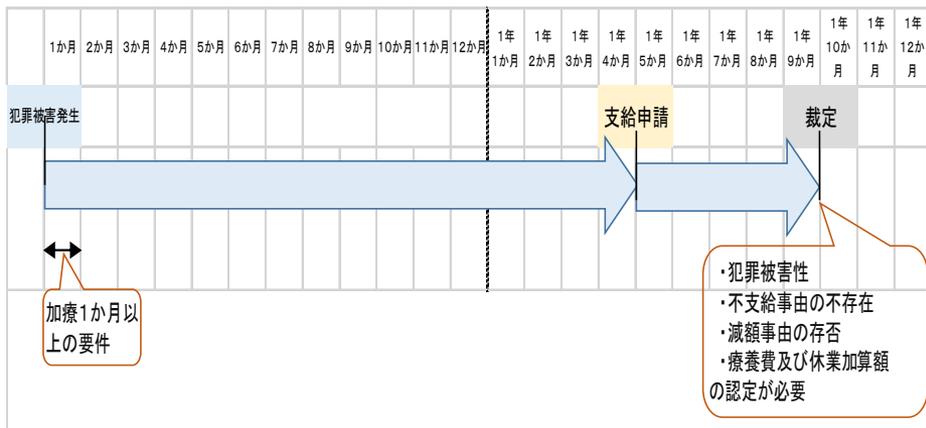
被害直後に治療費を自己負担で支払うことができない被害者も少なくなく、その結果必要な治療を受けることができず、被害がさらに悪化するという事態も現実には生じている。

そこで、警察が被害者の求めに応じて「犯罪被害者証」を発給し、それを病院に持参すれば、医療の給付を受けることができるという現物給付の制度とする必要がある。

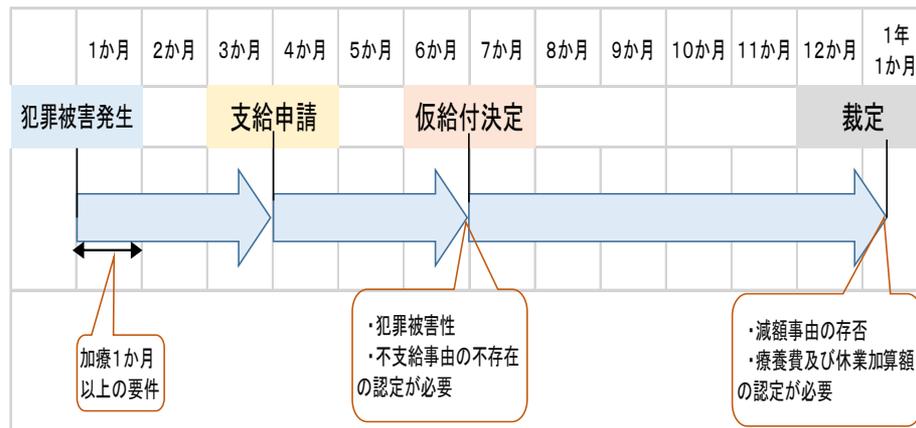
# 1 重傷病給付の制度概要と支給までの期間

- 重傷病給付金の支給には、加療期間が1か月以上であること等の要件、減額事由の存否の認定が必要。
- 迅速な裁定・支給を行うための仕組みとして仮給付制度があるところ、重傷病給付における利用実績は平成23～27年度までの5年間で計10件（同期間の重傷病給付金裁定件数は合計1,216件）。

重傷病給付金支給事案に係る平均的な流れ  
(平成23～27年度実績(裁定件数計1,216件の中央値))



重傷病給付金仮給付事案に係る平均的な流れ  
(平成23～27年度実績10件の中央値)



刑事事件の重傷者(全治1か月以上)数のうち、重傷病給付金の支給要件を満たして支給に至ったものは10%未満

## 重傷者数と重傷病給付金支給者数の比較

年次	H23	H24	H25	H26	H27
重傷者数(注1)	2,854	2,979	3,021	2,899	2,724
重傷病給付金支給者数(注2)	245(8.6)	243(8.2)	216(7.1)	127(4.4)	48(1.8)

(注1) 犯罪統計

(注2) 他の給付等との調整により不支給となった者を含む。かっこ内は割合(%)

仮給付決定には犯罪行為の発生から概ね半年を要した

## 重傷病給付金の仮給付決定までに要する期間

起算点	中央値	平均	最短	最長
犯罪行為時から	6か月	8.8か月	3.6か月	2年8か月
申請時から	2.8か月	2.6か月	1.5か月	4か月

※重傷病給付金仮給付事案  
(平成23～27年実績(10件))<sup>2</sup>

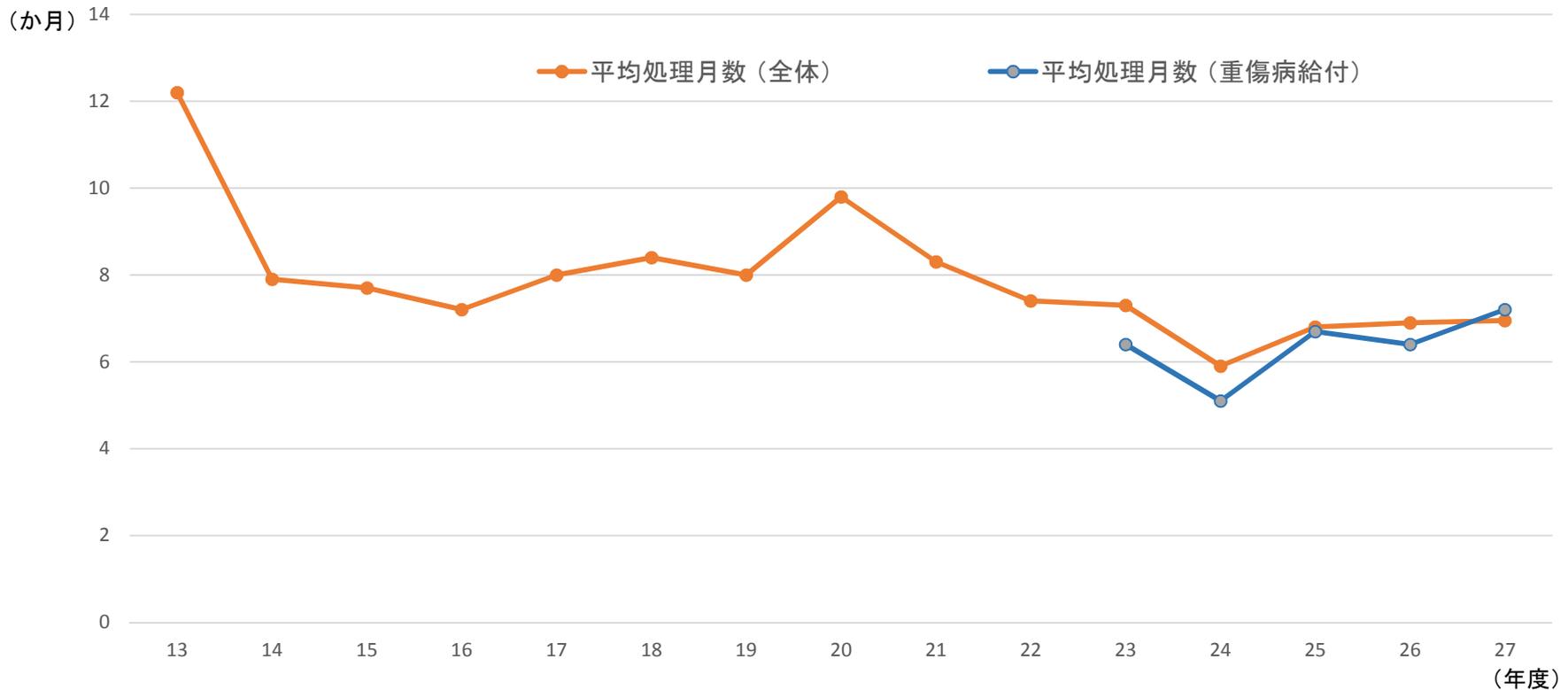
## 2 申請から裁定までの平均処理月数

申請から支給裁定までの期間の短縮に努めているものの、短縮には限界(近年7か月前後で推移)。

### 犯罪被害者等給付金に係る申請から裁定までの平均処理月数の推移

※年間平均申請件数は、約634件

年度(平成)		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
平均処理月数	(全体)	12.2	7.9	7.7	7.2	8	8.4	8	9.8	8.3	7.4	7.3	5.9	6.8	6.9	7.0
	(重傷病給付)											6.4	5.1	6.7	6.4	7.2

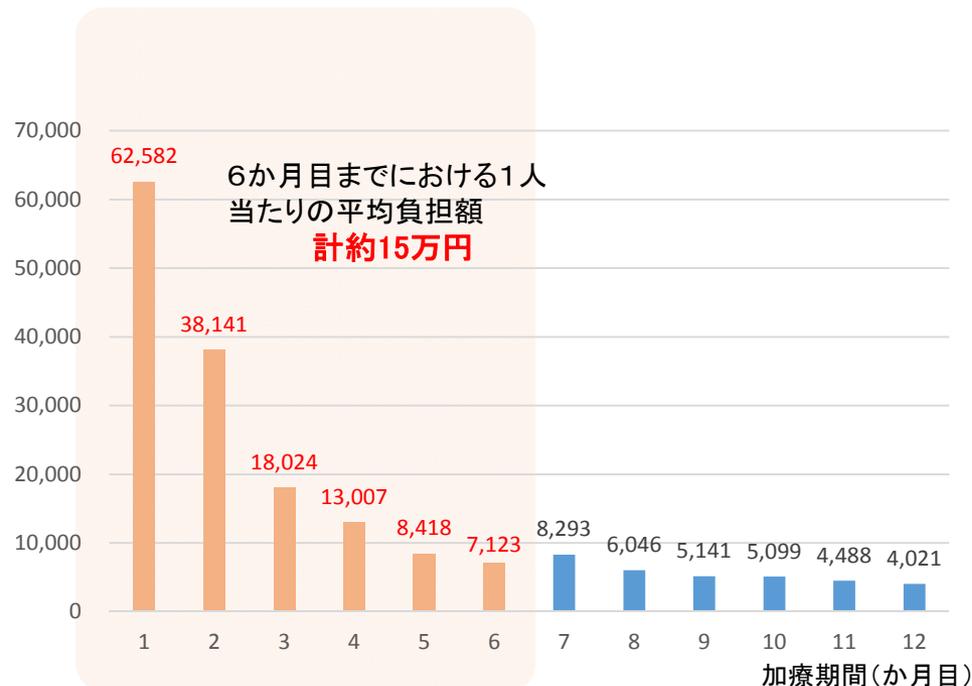


## 3-1 加療開始からの時間経過と犯罪被害者負担額

- 支給実績をみると、加療開始から6か月以内に犯罪被害者負担額(1年以内)の約82%が発生。
- 加療開始から7か月目以降1年以内に発生する犯罪被害者負担額は、10万円以下の事案が約9割。

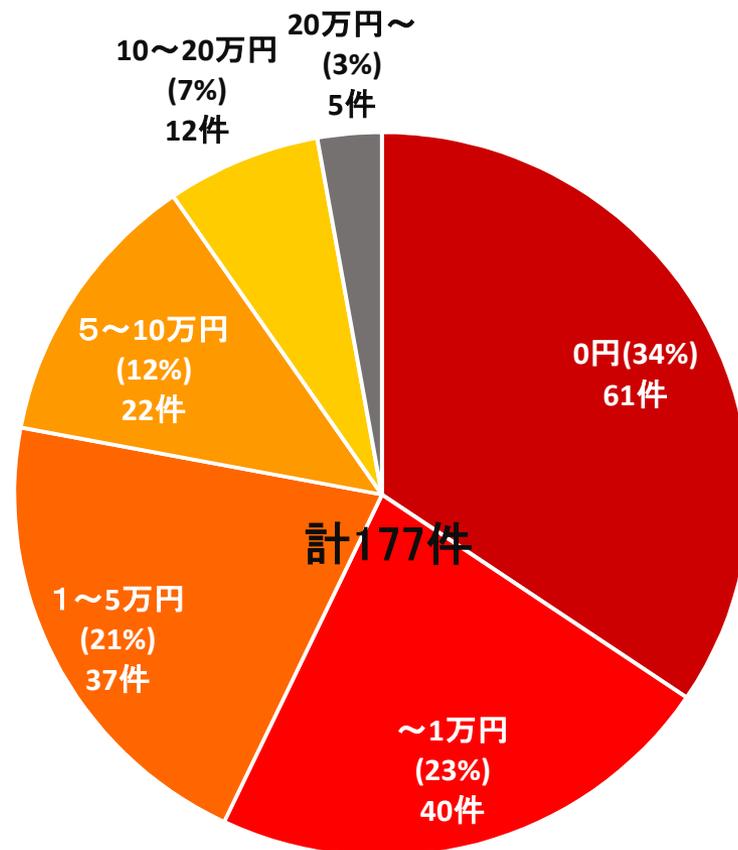
加療開始後各月ごとの犯罪被害者負担額の平均額  
(平成27年度裁定事案177件)

犯罪被害者  
負担額(円)



※1年以内の1人当たりの平均負担額  
計約18万円

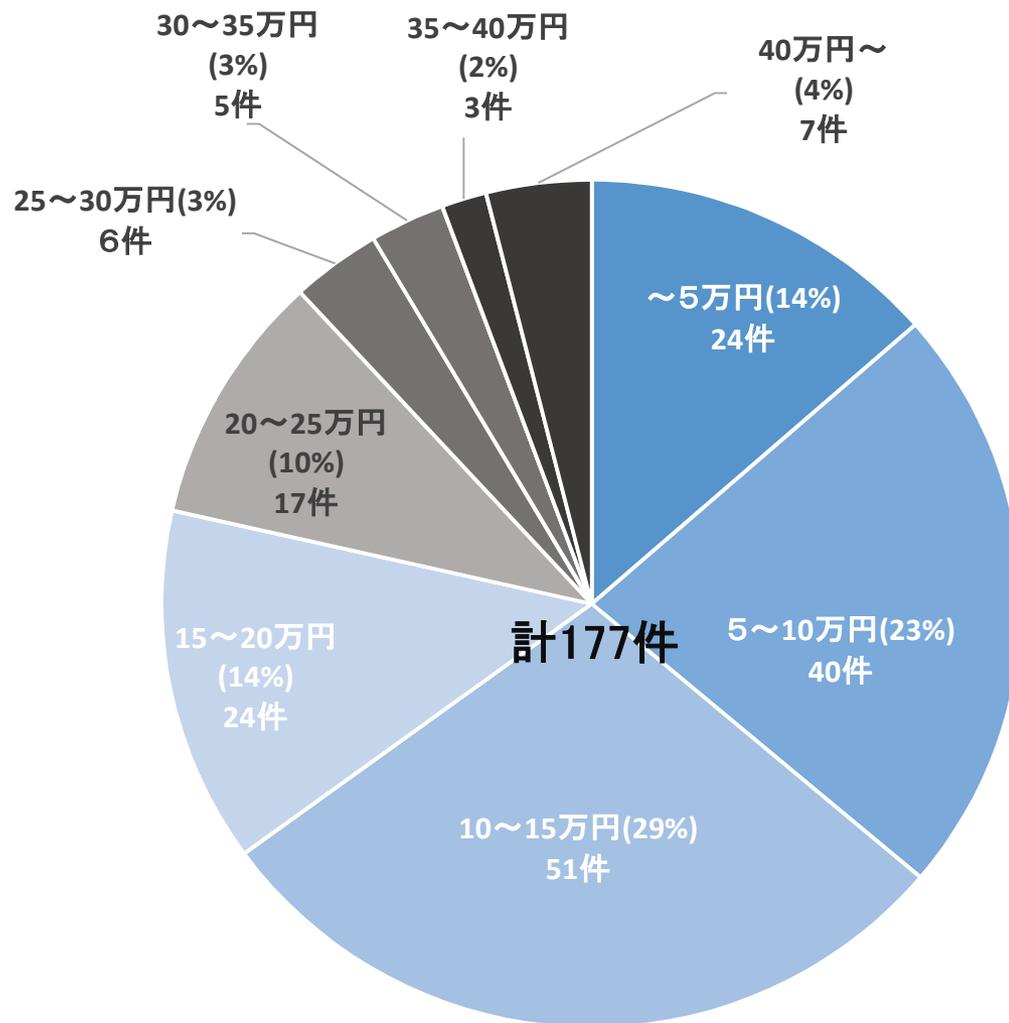
加療開始から7か月目以降1年以内の  
犯罪被害者負担額(平成27年度裁定事案)



## 3-2 加療開始から6か月以内の犯罪被害者負担額

- 加療開始から6か月以内に発生した犯罪被害者負担額は、20万円未満の事案が約8割。

加療開始から6か月以内に発生した犯罪被害者負担額(平成27年度裁定事案)



## 4 高額療養費(限度額適用認定証)の利用による負担軽減

- 限度額適用認定証を利用することにより医療機関での窓口負担が軽減されるが、利用されていない事案がある。  
※償還払いの方法による高額療養費の支給には診療月から少なくとも3か月程度を要する。犯罪被害者はその間、高額療養費相当額を負担することとなる。

### 限度額適用認定証を利用せずに高額な窓口負担をした事例(平成27年度裁定事案177件)

	主な負傷状況	窓口負担総額		高額療養費相当額	限度額適用認定証の利用による負担軽減の内訳
事案1	顔面及び頸部切創	利用前 321,878 円	利用後 129,588 円	192,290 円	初月 約18万円 → 約4万円 8月目 約13万円 → 約9万円
事案2	胸椎圧迫骨折 腰部打撲挫創	利用前 299,199 円	利用後 152,044 円	147,155 円	2月目 約23万円 → 約9万円
事案3	右眼窩骨折 顔面多発骨折 歯冠破折	利用前 369,660 円	利用後 205,401 円	164,259 円	初月 約27万円 → 約11万円
事案4	下顎骨骨折 口唇挫創 前額血腫	利用前 288,180 円	利用後 138,075 円	150,105 円	初月 約20万円 → 約5万円
事案5	左頬骨骨折	利用前 296,500 円	利用後 102,815 円	193,685 円	初月 約29万円 → 約10万円

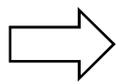
## 5 医療に関する給付に係る犯罪被害給付制度と他の現物給付制度との相違点

- 犯罪被害給付制度では、支給上限額、不支給・減額事由、損害賠償額等との調整が必要。
- 労働者災害補償保険制度では、不適用となった場合のリスクを医療機関が負っている。また、子どもの医療費助成制度では、対象の認定が容易。

### 犯罪被害給付制度の特徴

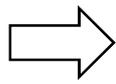
- ・対象となり得る負傷・疾病が多岐にわたる上、犯罪行為に起因する負傷等の治療であることを認定する必要
- ・支給上限額(120万円)、不支給・減額事由、損害賠償、休業加算額等と調整する仕組みが存在
- ・本制度は、様々な公費負担医療制度等の給付制度に劣後して適用  
⇒ 支給額決定まで時間を要する上、減額・不支給となった場合のリスクを医療機関が負うこととなる。

#### 労働者災害補償 保険制度



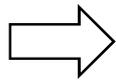
- ・対象外と認定された場合、医療機関が回収負担を負う
- ・事業主からの保険料を財源とした、健康保険制度とは異なる保険制度

#### 子どもの 医療費助成制度



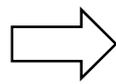
- ・確認事項は、概ね対象者の住所、年齢(、住民税額)
- ・高額療養費制度との調整のみ
- ・負傷・疾病の原因に限定なし

#### 原爆被爆者 援護制度



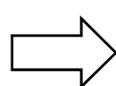
- ・法律等に基づく公費負担医療制度の中で適用優先順位が高い
- ・負傷・疾病の原因に限定なし(遺伝性、先天性の疾病等を除く) ※いずれも一般疾病関係

#### 感染症医療費 助成制度



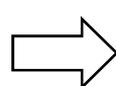
- ・法律等に基づく公費負担医療制度の中で適用優先順位が高い
- ・負傷・疾病の原因に限定なし

#### 公害健康被害 補償制度



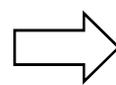
- ・汚染原因者からの賦課金等を財源とした、民事責任を踏まえた補償制度(健康保険制度とはリンクしない枠組み)

#### 石綿健康被害 救済制度



- ・支給上限額、不支給・減額事由、休業加算との調整なし(上記の他制度の多くにおいて同じ。)
- ・対象となる疾病の種類が限定

#### 難病医療費 助成制度



- ・難病医療費助成制度については、疾病の原因に限定なし

## 6 他制度の活用による負担の軽減

### (公社)全国被害者支援ネットワークによる 被害者緊急支援金

#### 概要

医療費、転居費等で緊急の経済的支援が必要な場合に支給。  
原則 上限5万円  
特別な事情があれば 上限20万円  
(年間予算は500万円程度で推移しており、同予算の範囲内で支給)

#### 活用可能性



- ・犯罪被害者等給付金とは異なる要件で支給
- ・医療関係費目的は、年間33件、約160万円(平成27年度)
- ・迅速かつ柔軟に支給している実態  
(早ければ事件発生から1か月で支給)
- ・ネットワークに加盟する被害者支援団体の支援を受けていることが支給条件

### 地方公共団体による貸付金・見舞金

#### 概要

#### 貸付金

- ・県、市区町村ごとに独自に実施
- ・2県、8市区町村(犯給制度とリンクする要件は山形、神奈川の2県)

#### 活用可能性



- ・導入自治体が少ない
- ・資力要件を設ける自治体もあり(東京都杉並区)

#### 概要

#### 見舞金

- ・県、市区町村ごとに独自に実施
- ・貸付金よりも導入自治体数が多い(平成28年4月1日時点で、1県、2政令市、116市区町村。市区町村は全体の6.7%)

#### 活用可能性



- ・犯給金の支給決定前に支給を決定している実態
- ・制度導入済みだが実績低調の自治体が多い

### 生活福祉資金貸付制度

#### 概要

- ・低所得者等に対し、経済的自立の助長促進のために資金の貸付を行う制度で、返済能力があることや、生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けること(貸付金の種類による)が必要
- ・福祉資金(上限230万、据置期間6か月)、緊急小口資金(上限10万、据置期間2か月)

#### 活用可能性



- ・貸付決定までに要する期間は数日から1か月半程度(貸付金の種類による)であるため、応急手当として有効
- ・返済能力が必要であるため、就労等収入を得られる見込みがない者は利用困難

### 保険制度における医療費(窓口負担分)の 減免・猶予

#### 概要

#### 国民健康保険

生活が困難となった場合に適用  
猶予 6か月を上限  
減免 1か月更新で3か月を上限(標準)

#### 活用可能性



- ・現制度でも犯罪被害に適用可能  
→ (しかし、)制度導入の判断は市町村の判断によるが、インセンティブがないため一律導入は困難

#### 概要

#### 健康保険

財産について著しい損害を受けた場合に適用  
猶予 6か月を上限  
減免 基準なし

#### 活用可能性



- ・現制度では犯罪被害に適用不可(制度改正も困難)